

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 25 年 12 月 6 日 (金) 第 8 5 5 5 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 保安林の指定予定 (857) (森林づくり推進課) 2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ
ビス事業者の指定 (858) (東部福祉保健事務所) 2
- ◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (44) 2
- ◇ 公 告 都市計画の変更案の縦覧 (景観まちづくり課) 3

告 示

鳥取県告示第857号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市河原町天神原字本谷807
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第858号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年12月6日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人セレスト	鳥取市秋里970-1	就労支援センターびよんびよん	鳥取市秋里970-1	就労移行支援	平成25年11月27日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第44号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区にお

ける当該選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項（同法第 75 条第 5 項、第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成 25 年鳥取県規則第 68 号）第 6 条第 1 項の規定により告示する。

平成 25 年 12 月 6 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	9,590
鳥取県において選挙権を有する者の総数の 10 分の 1 の数	47,948
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	146,580
鳥取市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	52,369
米子市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	40,216
倉吉市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	13,596
境港市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	9,764
岩美郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	3,484
八頭郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	8,446
東伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	16,145
西伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	12,220
日野郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	3,588

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成 25 年 12 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 鳥取都市計画道路 3・4・23 号徳尾嶋線
 - 鳥取都市計画道路 3・3・4 号停車場布勢線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 鳥取都市計画道路 3・4・23 号徳尾嶋線
 - 変更する部分
 - 鳥取市徳尾、嶋及び宮谷
 - (2) 鳥取都市計画道路 3・3・4 号停車場布勢線
 - 変更する部分
 - 鳥取市徳尾
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成25年12月6日から同月20日まで